

確 認 書

免税証の交付を受けた免税軽油使用者は、免税証及び免税軽油の使用に際し下記事項を遵守しなければなりません。なお、下記事項に違反したときは、軽油引取税が課税されたり、地方税法による罰則の適用を受けることがあります。

記

1 免税証に関する事項

- ① 免税証は、いかなる場合であっても他人に譲り渡したり、他人から譲り受けてはなりません。
※ 個人の事業を法人化した場合、個人から法人への免税証の譲渡も行ってははいけません。
- ② 免税証が使用できるのは、免税証に記載されている有効期間に限られています。
- ③ 免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売店で免税証と引換えに行わなければなりません。この場合、免税証の裏面等に免税軽油を引取った年月日を記載してください。なお、船舶の場合等で、やむを得ない理由により免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、免税証の裏面に販売業者名、引取年月日、住所、業種名及び氏名を記載し押印してください。
- ④ 免税証は、販売店等に預けたりせず、汚損・紛失等がないよう免税軽油使用者本人が厳重に管理してください。
- ⑤ 免税証を紛失した場合には、直ちに県央広域本部税務部課税第一課に届け出てください。
- ⑥ 有効期間内に使用しなかった免税証及び不要となった免税証は、県央広域本部税務部課税第一課に返納してください。

2 免税軽油に関する事項

- ① 県央広域本部長の承認なしに免税軽油を他人に譲渡してはなりません。
※ 個人の事業を法人化した場合、個人から法人への譲渡も行ってははいけません。
- ② 免税軽油を免税用途以外に使用してはなりません。
- ③ 免税軽油は、免税軽油使用者証に記載された機械以外に使用してはなりません。

3 その他

- ① 免税軽油使用者証に記載された免税機械に買い換え、廃棄、エンジンの変更等の異動があった場合は、速やかに県央広域本部税務部課税第一課に届け出て、免税軽油の使用者証書換申請をしなければなりません。
- ② 免税軽油使用者は、免税機械の稼働実績、免税軽油の引取数量及び免税軽油の消費数量等を記載した帳簿を備えなければなりません。
- ③ 免税機械の滅失その他の理由により免税軽油の引取りを必要としなくなった場合は、免税軽油使用者証を県央広域本部税務部課税第一課に返納してください。
- ④ 免税証若しくは免税軽油を所有している免税軽油使用者は、原則として毎月末日までに、前月中の免税軽油の引取り等に関する事実等を記載した報告書を、県央広域本部長に提出しなければなりません。
- ⑤ 免税軽油使用者は、県央広域本部税務部課税第一課が行う免税軽油に関する調査に協力しなければなりません。

上記の事項を遵守し、適正な使用をいたします。

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称